○厚生労働省令第百十六号

医 薬品、 医療機器等の品 質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十四条第二 項及び第六十七条第 項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等 の品質、 有効性及び安全性 \mathcal{O}

確保等に関する法律 施 行規 則 の -部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行 規則の 部を改正する省令

医薬品、 医療機器 等 の品質、 有効性及び安全性 \mathcal{O} 確保等に関する法律施行 規則 ~昭 和三十六年厚生省令第

号) の一部を次の表のように改正する。

(傍:
絲部
分は
改正
部分
$\overline{}$

チ `	H D アレギニレー シーアレギニレー シープコリ六の九 (略) 五十~五の六十二 (略) り	五の四十九 (一○R) ―七―アミノ―一二―フルオロ―二・五の四十九 (一○R) ―七―アミノ―一二十一〇・一六―トリメチル―一五―オキソ―一〇・一五・一六	〜五の四十八 () の三~一の九 () ダーゼ ベータ後	ニ アガルシダーゼ べ(略)	四 条	改正後
	、「所受) 大〜六の九 (略) 工の四十九〜五の六十一 (略)	. (新設)	二〜五の四十八 (略) 一の二〜一の八 (略)	(新設)一 (略)有機薬品及びその製剤		改正前

Ŀ とし 力 口 イン て ル ボ ド ル リンーニー m g 以 下を含有 兀 $\frac{\Box}{S}$ テト 1 ル する注射剤を除 ラ 力 Ł a F ル S ボ 口 = 七 イ ル ソ a S 丰 | L IJ T ル 丰

の 十 0) + 七 (略)

七~十二の

メチル フル 別 ベンズイミダゾー が名アベ 十二一 の S N 九 六 才口 マシクリ 占。 リジ シー 五. メチル ブ ル 一六 及びその 回 _ | 1 イ ル ル 工 製 チ ピリ 剤 ル 五 に メ ミジン チ フ ル ル ラ 工 オ ジ チ 口 ル 兀 アミン イ H 四

十二 の 十 一〜十二の十九

十二の二十 ン |-|-|-アニリノー -メチ カル ル ドペ 五. ボキサミド ラジン エ チル 「 (オ | 丰 (別名ギルテリチニブ) サ シ | 1 $\widehat{\Xi}$ ル 四―イル) 占。 メ 卜 IJ 丰 ジ シ アミノ 兀 その塩 ピラジ 兀 イ ル

七〜十二〜十二〜 十十二の六 九の十

(新設)

ネチル) イミダゾールとローベーター [(二・四ージクローベーター [(二・四ージクローバーター [(二・四ージクローバーター [(二・四ージクロロベー(二・四ージクロロベー) (二・四ージクロロベー(二・四ージクロロベー) (二・四ージクロロベー) (二・四ージンのエール) (二・四ージンのエージンのエール) (二・四ージンのエージンのエール) (二・四ージンのエール) (二・四ージンのエール)) (二・四ージンのエール) (二・四ージンのエール)) (二・四ーンのエール)) (二・ロール)) (二・ロール) 四―ジクロロベ 殺剤。ただし、 イミダゾール(

西二十一 トラスツズマブ(遺伝子組換え) [トラスツズマブ四十三 六―エチル―三― {三―メトキシ―四― [四― (四― 以チルピペラジン―――イル) ピペリジン―――イル] アニーカルボキサミド(別名ギルテリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤 それらの製剤 とれらの製剤 とれらの製剤 とれらの製剤 とれらの製剤 とれらの製剤 とれらの製剤 とれらの製剤 という・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	びイミダグ・レース・イレコペリミグレース・アミンス・フェダイン ステーカルボニトリル(別名ロルラチニブ)及びその魁―三―カルボニトリル(別名ロルラチニブ)及びその魁ニーガー(- 六―トリメチル―一五―オキソ―一〇・一五・一六・一七十八 (一〇R) ―七―アミノ―一二―フルオロ―二・一〇・医薬品 医薬品 (第二百二十八条の十関係)	三十六の四十一〜八十三の六 (略) 三十六の四十一〜八十三の六 (略) 二十二十八 (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い)
(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設) 一〜十七 (略) 医薬品 医薬品	三十六の四十一〜八十三の六 (略) (新設) (新設) (新設) (新設)

ı						
	百四十六~百七十七 (略)	百四十五 ブリナツモマブ及びその製剤	百二十三~百四十四 (略)	後続三〕及びその製剤	百二十二 トラスツズマブ(遺伝子組換え) [トラスツズマブ]	後続二〕及びその製剤
	百四十~百七十一 (略)	(新設)	百十八~百三十九 (略)		(新設)	

附

則

公布の日から施行する。